

小林あゆみプロオフィシャルファンクラブ

# AK-FRIENDS

## 会員規約



## 【第1条】

### (目的)

小林あゆみプロオフィシャルファンクラブ(以下ファンクラブという)は、公式ファンクラブとして小林あゆみプロの活動をサポートし応援する事を目的とします。

## 【第2条】

### (会員)

- ① 会員は以下の条件をすべて満たすものとします。
  - 1、日本国内に居住し国内郵便で配達可能な居住地に住所を持つ方。
  - 2、規約および入会申込み案内に同意頂いたこと。
  - 3、既に会員登録をしていないこと。又は同一個人で複数の会員登録をしていないこと。
  - 4、商業目的等ではないこと。
  - 5、過去に事業部により強制退会されたことのないこと。
  - 6、暴力団または類似の組織の組員、構成員でないこと。
  - 7、事業部からのお知らせは、ホームページ及び登録メールアドレスから発信するものとし、インターネットをご利用されない方は、一部情報を受け取れないこと、情報伝達の遅れがあること等に同意したこと。
- ② 入会申込み者は規約に同意し、入会申込み用紙に必要事項を記入頂いた後発送し、当事業部にて受理されることにより申込みがされたものとみなします。事業部は入会申込み用紙の受理後、入会の料金の振り込みが確認されたとき、申込み者に対し、オフィシャルファングッズ及び入会通知書を送付したことによって、入会申込み手続の完了となり契約が成立します。
- ③ 未成年者が入会申込みや更新申込みを希望する場合、その保護者(親権者もしくは法定代理人)の同意が必要となります。事業部は加入を希望する未成年者の保護者の同意を得るため必要な姓名などの最小限の情報を要求することができます。
- ④ 会員番号、ログインIDとパスワードは第三者に知られないよう、十分注意のうえ管理してください。なお、会員番号、ログインIDおよびパスワードに関する全ての管理責任は会員本人にあります。管理の不備、不正な使用等により生じるすべての結果に対する責任は会員本人の責任となります。

### 【第3条】

#### (会員および会員資格期間)

- ① 入会申込み及び更新申込みは、指定の申込み用紙に必要事項を記入し当事業部へ書類発送後、入会申込みの場合は料金 2,600 円(消費税込)、次年度以降の更新申込みは料金 1,200 円(消費税込)を各申込用紙に記載されている指定の口座へ、ご本人様名義でお振込頂くか、トミコシ高島平ボウルのフロント受付にお支払い頂くことで、契約が成立し会員資格が認められます。但し、規約第2条に定める条件に合致しない場合、申込みをお断りする場合がありますので予めご了承ください。
- ② 振込手数料は、入会申込み者及び更新申込み者の負担となります。
- ③ 事業部にて入会申込みおよび更新申込みが受理された後、2 週間以内に料金のお振込が確認できない場合、手続きは無効となります。
- ④ 会員資格の有効期限は、入会申込みの場合、手続きが完了した即日(当日)から翌年前月末迄の1年間、更新手続きをされた場合は、現有効期限の翌日から翌年前月末迄の1年間とします。  
※日割による請求はございません。月単位での請求となります。
- ⑤ 更新のご案内については事業部より書類を郵送いたします。
- ⑥ 会員が会員資格期間中に会員内容の変更、または退会する場合には、会員本人がファンクラブのホームページから変更用紙または退会用紙をダウンロード後、必要事項を記入し事業部宛てに郵送・受理されることにより手続きが完了いたします。但し、退会の場合、入会申込み時および更新時に支払われた料金はいかなる理由があっても返還されません。また当事業部にて更新手続きの完了を確認できない場合、有効期限が終了次第、自動退会となります。
- ⑦ 規約に基づき会員資格が取り消された会員については、入会申込み時および更新時に支払われた料金等はいかなる理由があっても返還されません。

### 【第4条】

#### (会員番号等の変更)

事業部が決定した会員番号、ログインIDは変更することはできません。予めご了承ください。

### 【第5条】

#### (個人情報の取扱いについて)

- ① 収集された個人情報は事業部および機密保持契約を結んでいる協力企業によって管理・保守されます。ご登録いただいた内容は厳重に管理され、登録いただいたご本人の事前の了解なく、管理者以外に開示することはありません。

- ② 原則として会員の個人情報には開示しません。ただし、法令に基づき必要がある場合、提供情報および登録情報などを第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある、会員本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある等の場合事業部は情報を開示することがあります。
- ③ 機密保持契約に基づいて、事業部は会員情報と第三者のデータを照合することがあります。
- ④ ファンクラブサイト内の掲示板等への書き込みの中で会員自ら開示した個人情報は、他の利用者によっても閲覧可能となりますので、十分にご注意ください。
- ⑤ ファンクラブサイト内のリンク先のサイトでの個人情報の取扱いに関しましては責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 【第6条】

### (禁止事項)

- ① 会員は、以下に該当する行為を禁止します。また、このような行為が行われた場合、事業部は当該会員を強制退会処分にするほか、法的措置をとることができます。
  - 1、第1条の目的に反する行為。
  - 2、会員資格の譲渡、貸与、名義変更等。
  - 3、営利活動およびこれに準ずる行為。
  - 4、ファンクラブの運営、事業部の運営、小林あゆみプロの活動を妨害する行為。
  - 5、会員専用サイト等から得た情報を他のサイトに複写または掲出等し、商業的に利用する行為。
  - 6、営業行為および宗教団体の布教・勧誘行為、また政治団体の宣伝行為。
  - 7、法令、行政指導、規約、道徳、慣習に反する行為。
  - 8、その他に事業部が不適切だと判断し、禁止したことを行う行為。
  - 9、小林あゆみプロや事業部の品位を著しく下げる行為もしくはこれに準ずる行為。
- ② ファンクラブホームページへの書込内容または掲示する内容物が次の各項目にあてはまると判断した場合は事前の通知なく削除することができます。
  - 1、小林あゆみプロ、事業部、他の会員または第三者を誹謗、中傷、謀略する内容で当事者の名誉を損傷する可能性がある場合。
  - 2、公序良俗、社会秩序に反する場合。
  - 3、犯罪的行為に繋がると認められる場合。
  - 4、会員がファンクラブホームページにわいせつ物を掲示した場合およびわいせつサイトへのリンクを行った場合。
  - 5、その他にファンクラブまたは事業部が不適切だと判断し、禁止したことを行う行為。

## 【第7条】

### (免責条項)

- ① ファンクラブは次の各事項に該当する場合、団体の活動およびホームページにおけるサービスの提供を中止することができます。また、それによって保管された内容、伝送されたメッセージ、その他の通信メッセージなどの通信データに損失が生じた場合に、事業部はその責任を負いません。
  - 1、天災地変、法令、行政指導、監督官庁の指導、事故、不可抗力等によりサービスを提供することができない場合
  - 2、サービス用の設備の補修など工事により余儀ない場合
  - 3、何らかの理由によって通信が中止された場合
  - 4、その他に中止が不可避な場合
- ② 事業部は会員に起因する事由によるサービス利用の障害について責任を負いません。
- ③ 事業部は会員がサービスの利用を通じて得た情報、資料等による損害に関しても責任を負いません。
- ④ 会員本人の会員番号、ログインIDおよびパスワードが不正に使われたことまたは使われるおそれがあることを知った場合、会員は直ちに必ず事業部にその旨を通知してください。事業部に通知しなかったことおよび通知の遅延によって生じる損害には責任を負いません。

## 【第8条】

### (規約の変更)

事業部は必要な場合この規約を変更することができ、変更された規約は適用日を明記し、ファンクラブのホームページに掲示するか、郵送その他の方法で会員に告知します。

## 【第9条】

### (紛争解決)

サービスに関して、規約により解決できない問題が生じたときは、ファンクラブと会員との間で誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。なお、紛争を訴訟によって解決するときには、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。